

第 43 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表 29 の項中「生活保護関係情報」を「地方税関係情報、生活保護関係情報」に改め、同表 30 の項中「同」を「生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務において利用する特定個人情報を加えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 44 号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 7 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 13 条第 8 項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者」を加える。

付則に次の 1 項を加える。

15 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 13 条第 7 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項

に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ ウ

雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者としかつ、区長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促して規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

行うことが適當であると認めたもの」とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条第 8 項第 5 号の改正規定及び付則第 4 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第 13 条第 8 項第 5 号の規定を除く。）及び次項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第 13 条第 7 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例付則第 15 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条例第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が平成 29 年 4 月 1 日以後であるものについて適用する。

4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「改正後職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 13 条第 8 項（第 5 号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第 13 条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成 30 年 1 月 1 日以後である場合について適用する。

(提案理由)

雇用保険法の改正に伴い、特定の失業者に対しては所定給付日数を個別に延長できる規定を追加するなど、失業者の退職手当に係る制度を拡充するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第45号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年6月15日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例
大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年条例第11号）の一部を
次のように改正する。

第4条第3項第1号及び第2号中「得た額」の次に「。ただし、別表の階層区分B2の世帯に属する場合は、零とする。」を加える。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 平成29年4月から同年8月までの間における第4条第4項第1号の規定の適用については、同号中「100分の50を乗じて得た額」とあるのは、「100分の50を乗じて得た額又は6,000円のいずれか低い額（3歳未満の児童にあっては、100分の50を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項及び付則第2項の規定は、平成29年4月以後の月分の費用について適用する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令の改正により、利用者負担の上限額に係る特例措置が拡充されたことに伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 46 号議案

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1 契約の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 菊 池 努

資格 公認会計士

2 契約期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 契約金額

1,188 万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

(提案理由)

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。

第 47 号議案

大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 大田区立志茂田小学校及び大田区立志茂田中学校ほか 3 施設改築その他工事（Ⅱ期）
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上 4 階建
延床面積 9,979.76 平方メートル |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 34 億 5,600 万円 |
| 4 契約の相手方 | 中央区新川一丁目 17 番 22 号
松井・醍醐・湯建建設工事共同企業体
代表者 中央区新川一丁目 17 番 22 号
松井建設株式会社 東京支店
取締役常務執行役員支店長 小林 明
構員 大田区西蒲田七丁目 18 番 4 号
醍醐建設株式会社
代表取締役 田中 常雅
構員 大田区大森西二丁目 32 番 4 号 |

株式会社湯建工務店

代表取締役 湯 本 良 一

5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 48 号議案

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他工事（I 期）請負契約
について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他工事（I 期）請負契約
について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他工事
(I 期) |
| | 鉄筋コンクリート造 |
| | 一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| | 地上 4 階建 延床面積 7,690.54 平方メートル |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 25 億 9,200 万円 |
| 4 契約の相手方 | 港区芝浦二丁目 15 番 6 号
浅沼・河津・鎌谷建設工事共同企業体
代表者 港区芝浦二丁目 15 番 6 号
株式会社浅沼組 東京本店
常務執行役員本店長 立石 勇一
構成員 大田区東嶺町 30 番 17 号
株式会社河津建設
代表取締役 河津 修平 |

構成員 大田区中央二丁目 17 番 1 号

株式会社鎌谷工務店

代表取締役 鎌 谷 清

5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 49 号議案

仮称大田区羽田一丁目複合施設改築工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

仮称大田区羽田一丁目複合施設改築工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区羽田一丁目複合施設改築工事
鉄骨造 地上 4 階建 延床面積 2,645.17 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 10 億 8,000 万円
- 4 契約の相手方 大田区新蒲田一丁目 6 番 2 号
幸・神薙建設工事共同企業体
代表者 大田区新蒲田一丁目 6 番 2 号
幸建設株式会社
代表取締役 中 本 晴 邦
構員 大田区大森北六丁目 20 番 17 号
株式会社神薙工務店
代表取締役 神 薙 正 章
- 5 工期 契約有効の日から平成 30 年 10 月 31 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 50 号議案

大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立障がい者総合サポートセンター増築工事
鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 5 階建
延床面積 1,667.14 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 7 億 7,976 万円
- 4 契約の相手方 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号
北信土建株式会社 東京支店
常務取締役東京支店長 野 澤 利 正
- 5 工期 契約有効の日から平成 31 年 1 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。